

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易管理課パブリックコメント担当御中

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

2025 貿情セ調（経提）第3号

2025年10月3日

|                                                                                                                                                                                                                      |                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| [氏名]                                                                                                                                                                                                                 | 一般財団法人 安全保障貿易情報センター<br>理事・調査研究部長 中野 雅之                             |
| 連絡担当者                                                                                                                                                                                                                | 調査研究部<br>上席主任研究員 千葉晴夫<br>主任研究員 桃井元士<br>上席主任研究員 吉澤俊司<br>副主任研究員 飯泉智也 |
| [住所]                                                                                                                                                                                                                 | 東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階                                         |
| [電話番号]                                                                                                                                                                                                               | 03-3593-1146                                                       |
| [FAX番号]                                                                                                                                                                                                              | 03-3593-1138                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                      |                                                                    |
| I. リスト規制（輸出令別表第1，貨物等省令、運用通達解釈、役務通達解釈）                                                                                                                                                                                |                                                                    |
| 1. 1の項                                                                                                                                                                                                               |                                                                    |
| (1) 運用通達解釈「火薬類」                                                                                                                                                                                                      |                                                                    |
| 【意見】<br>懸念性の極めて小さい医薬品又は治験薬の個人使用のための個別包装されたものの規制除外を歓迎いたします。                                                                                                                                                           |                                                                    |
| 2. 3の2の項                                                                                                                                                                                                             |                                                                    |
| 【意見】<br>意見公募の趣旨・目的・背景にあるように「高裁判決の内容を踏まえた改正」を行うことを歓迎します。貨物等省令上の「殺菌」をより適切な用語である「消毒」とし、「解釈」でも「滅菌」と「消毒」を（2023年度のパブリックコメントでも意見を提出しましたが）AGにそって、別々に規定して明確になり、わかりやすさの観点からも大いに前進したものと考えます。<br>この改正を踏まえ、関連Q&Aの見直しも早急をお願いいたします。 |                                                                    |

### 3. 5の項

#### (1) 輸出令別表第1の5の項(20)

##### 【意見】

- ① 輸出令別表第1の5の項(20)について、「複数の元素」の表現ぶりを規制要件の明確化の為、「5種類以上」に修正いただきたい。

ほぼ等しい割合の5種類以上の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉(2及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)若しくはその合金の粉(2及び4の項の中欄並びに(5)に掲げるものを除く。)

- ② 現行の改正案では、本規制の判断根拠として最も重要な「複数の元素」の数、種類や濃度が通達に規定されており、規制内容が非常に分かりづらく複雑です。このため、これを解消するため、判断根拠として最も重要な「高エントロピー合金」の定義を通達ではなく、省令に直接規定することが望ましいと思います。具体的には、以下のような省令の規定ぶりに修正いただきたい。

- (一) 高エントロピー合金( (三) に掲げる5つ以上の主要な金属元素を含み、それぞれの原子濃度が5%から35%までの範囲内であるものをいう。)
- (二) 耐火性のある金属又はその合金
- (三) アルミニウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、ハフニウム、タンタル、タングステン

##### 【理由】

自社の貨物に関係する項番を別表第1でスクリーニングする手順を行う企業において、「ほぼ等しい割合の複数の元素」という規定では幅広い合金が政令上で該当してしまいます。例えば、一般的な合金である真鍮(銅60%・亜鉛40%の2種類の元素で構成)や、電気工事用のはんだ(錫60%・鉛40%や錫42%・ビスマス58%等の2種類程度の元素で構成)も政令上で規制対象になるかと思います。

特に規制法においては、規制対象範囲を明確にすることは基本となりますので、「複数の」という抽象的な表現を「5種類以上の」という具体的な表現ぶりに修正することで、規制対象範囲が明確になり、わかりやすさの観点担保されるとともに、産業界における輸出業務の負担軽減にもつながるものと考えます。

#### (2) 貨物等省令第4条第十七号

##### 【意見】

規定内容の明確化の為、柱書きを次のように修正する。

十七 次に掲げる合金又は金属の粉であつて、表面が接種剤でコーティングされているもの（第七号に該当するものを除く。）

↓

十七 次の（一）又は（二）に掲げる合金の粉又は金属の粉であつて、表面が接種剤でコーティングされているもの（第七号に該当するものを除く。）

【理由】

「次に掲げる」の指すものを、より具体的に記述することでわかりやすくなるものと考えます。

また、この柱書きは「合金」又は「金属の粉」が対象であると誤解しますので、政令の規定に倣い、規制対象が「合金の粉」であることを明確にすることが必要であると思います。

（３）貨物等省令第４条第十七号と運用通達解釈「耐火性を有する金属又はその合金」

【意見】

新設された貨物等省令第４条第十七号（二）の規定ぶりと、運用通達用語の解釈「耐火性を有する金属又はその合金」の見出しが一致していないので統一する必要があると考えます。

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 貨物等省令第４条第十七号（二） | 耐火性の <u>ある</u> 金属又はその合金  |
| 運用通達            | 耐火性を <u>有する</u> 金属又はその合金 |

【理由】

表現を一致させることで無用な混乱を防ぐためです。

（４）運用通達解釈「高エントロピー合金」

【意見】

上記（１）の意見とは異なる趣旨として、現行案の解釈の表記について、次のような修正が必要かと思います。

|           |                                                         |  |
|-----------|---------------------------------------------------------|--|
| 高エントロピー合金 | 以下に掲げる５つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。<br>アルミニウム、・・・、タングステン |  |
|-----------|---------------------------------------------------------|--|

↓

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 高エントロピー合金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>以下に掲げる 5 つ以上の主要な金属元素を含み、・・・である合金をいう。</p> <p>アルミニウム、・・・、タングステン</p> |
| <p><b>【理由】</b></p> <p>運用通達 1－1（7）（イ）の「・・・」「解釈」の欄にしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄に分かれているときは、・・・それぞれ左欄に掲げるものを含み、・・・」となっています。改正案は「高エントロピー合金」の定義を示しておりますので左欄に規定するものではないと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                      |
| 4. 7 の項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                      |
| <p><b>（1）輸出令別表第 1 の 7 の項（10 の 2）</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>輸出令別表第 1 の 7 の項（10 の 2）の「組立品」を「電子組立品」に変更いただきたい。</p> <p>（10 の 2）フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、<b>電子組立品</b>又は装置</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>運用通達の解釈において、「組立品」と「電子組立品」は次のとおり各々の解釈があり、それぞれ区別して扱われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組立品：複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</li> <li>・電子組立品：複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</li> </ul> <p>今回の政令の改正案に対応する貨物等省令第 6 条第十号の二において「電子組立品」と規定されており、運用通達の「ユーザー構成可能」の解釈においても「電子組立品」とあることから、これらと表現ぶりを統一することで、規制内容を明確にすべきと思われます。</p> |                                                                      |
| <p><b>（2）貨物等省令第 6 条第一号ヨ</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>本規制は、「集積回路」の TPP 値が 6,000 以上のものが規制対象という趣旨かと思えます。他方で、現行案は、「デジタルプロセッサユニット」の TPP 値が 6,000 以上のものとなっておりますので、次のように修正いただきたい。</p> <p>（修正案）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                      |

1つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能(TPP)が6,000以上のもの

【理由】

規制対象範囲の明確化のため。

(3) 運用通達解釈「合計処理性能(TPP)」

【意見】

「たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 MacTOPS）または16ビットで300テラFLOPS（または2 x 150 MacTOPS）で達成できる。」

について、以下が正確ではないでしょうか。

「たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 MacTOPS）または16ビットで375テラFLOPS（または2 x 187.5 MacTOPS）で達成できる。」

【理由】

TPPは解釈の先頭で「2×MacTOPS×演算のビット長」と定義されていますので、TPPの閾値6,000の表現を「8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 MacTOPS）」で表しても以下のとおり双方ともにTPPが6,000となりますので問題はありません。

- ・8bitで750テラ整数演算 ⇒  $8 \times 750 = 6,000$
- ・8bitで2×375MacTOPS ⇒  $8 \times 2 \times 375 = 6,000$

他方で、「16ビットで300テラFLOPS（または2 x 150 MacTOPS）」の表現は以下のとおり6,000を達成することができません。

- ・16bitで300テラFLOPS ⇒  $16 \times 300 = 4,800$
- ・16bitで2×150MacTOPS ⇒  $16 \times 2 \times 150 = 4,800$

したがって、以下のとおりとする必要があると考えます。

- ・16bitで375テラFLOPS ⇒  $16 \times 375 = 6,000$
- ・16bitで2×187.5MacTOPS ⇒  $16 \times 2 \times 187.5 = 6,000$

#### (4) 運用通達解釈「上限三デシベル周波数」

##### 【意見】

運用通達の「上限三デシベル周波数」の解釈中において「可変帯域幅ウィンドウ」の定義が以下のように設けられています。

(パブコメ案)

サンプリングオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又は可変帯域幅ウィンドウ (使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。) の周波数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。

この「使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。」とは、「使用者が中心周波数、スパン又はその双方を定義することができるバンドパスフィルター」を意味していると理解してよろしいでしょうか。

##### 【理由】

より正確に理解するために確認させていただきたくお願いします。

#### (5) 貨物等省令第6条第十号の二ー1

##### 【意見】

(輸出令別表第1の7の項(10の2)) 貨物等省令第6条第十号の二を、規制される貨物自体が「ユーザー構成可能」なものであることを明確に読み取れるよう次のように変更いただきたい。

十の二 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、電子組立品又は装置であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 一つ以上のフィールドプログラマブルロジックデバイスがユーザー構成可能な状態であるもの

(二) 集計ルックアップテーブル入力数が1,800,000以上であるもの

貨物等省令第6条第十号の二の規定ぶりでは、FPLDが組み込まれた状態で「ユーザー構成可能」であるかどうか必ずしも明確ではないかと思います。規制される貨物が次の二通りに読めます。

- ・組み込まれているFPLDは「ユーザー構成可能」なものであるが、輸出貨物に組み込まれた状態では、FPLDは「ユーザー構成可能」でないものも規制される。
- ・輸出貨物の状態で、組み込まれたFPLDの「ユーザー構成可能」なものが規制される。

後者が規制対象ではないかと考えますが、前者である場合、「装置」が規制されているこ

とから自動車やデータセンターの様な何重にも組み込まれた貨物が規制されることとなり、運用が困難となるためです。

このように、想像しなければならない書きぶりであるため、明確に読み取れるよう変更をお願いしたい。

#### **(6) 貨物等省令第6条第十号の二ー2**

##### **【意見】**

該非判定の対象の貨物が7の項(10の2)、**貨物等省令第6条第十号の二**に該当する性能を持つモジュール等であっても、その貨物が他のある貨物（親貨物）用に専用設計された部分品である場合は、当該親貨物の規定で判定すれば良いとの理解で正しいでしょうか。

##### **【理由】**

運用通達には、「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」の解釈として：

「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するよう特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。」

及び

「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するよう設計したものを除く。」と記載されていることから、親貨物用に専用設計された部分品は、7の項(10の2)、貨物等省令第6条第十号の二に該当する性能であっても当該親貨物の規定で判定すれば良いということを明らかにしたい。

#### **(7) 貨物等省令第6条第十号の二ー3**

##### **【意見】**

「ユーザー構成可能」の対象から、メーカー指定の構成済み論理回路を書き込む場合、初期化する場合、入出力回路情報など技術情報の不開示により有効に機能する論理回路を構成出来ない場合、書き換えに必要なコネクタの不在、ピンアサインの不開示により書き換えが出来ない場合を除外するよう文言の修正をお願いします。

##### **(現行案)**

「モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇

〇、〇〇〇以上であるもの」

(修正案)

「モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能かつ設計に必要な技術情報が開示されたフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、集計ルックアップテーブル入力数が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの」

#### 【理由】

フィールドプログラマブルロジックデバイスをユーザーが構成して使用するには、

- ①ユーザー接続できる場所に書き換え用のコネクタが存在し、
- ②書き換え用のコネクタピンアサインが公開され、
- ③フィールドプログラマブルロジックデバイスに接続される入出力インターフェイス (IF) の設計情報が公開されていること、

が必要です。「ユーザー構成可能かつ設計に必要な技術情報が開示された」と記載することでこれら必要条件が満たされた、ユーザー独自の機能を組み込んで有効利用できるフィールドプログラマブルロジックデバイスのモジュール、電子組立品又は装置のみが規制対象であることが明確になります。

一方で、上記 3 要件のうち 1 つでも満たさないものがあれば「ユーザー構成可能」ではないと考えます。

コネクタが不存在の場合書き換えはできず、コネクタが存在してもピンアサインが公開されていなければ正しく構成データを書き込むことはできません。ピンアサインが公開されていても入出力 IF の情報が無ければ意味のあるロジック構成を書き込むことはできません。

消去や無意味なロジック構成の書き込みは可能かもしれませんが有効に活用することは出来ないので、この場合も「ユーザー構成可能」ではないとして問題はないと考えます。

また単なるファームウェアの更新のようにメーカー指定の論理回路を書き込むだけの作業を「ユーザー構成」の範囲から外しても他の目的に転用されるおそれはないと考えます。

#### (8) 貨物等省令第 6 条第十号の二ー 4

##### 【意見】

「ユーザー構成可能な FPLD を組み込んだモジュール、電子組立品又は装置」に相当するか否かの判断にあたり、当該 FPLD の構成または変更方法が、メーカー等から仕様書、データシート、ユーザーガイド等の形で開示されていることが前提となると理解していますが、この理解は正しいでしょうか。

また、当該情報が開示されておらず、ユーザーがロジックセルや相互接続の構成・変更を行う手段を持たない場合には、「ユーザー構成可能」とはみなされないと考えてよいでしょう。

うか。

【理由】

規制対象の明確化と誤認防止の観点から重要と考えており、確認させてください。

(9) 貨物等省令第6条第十号の二-5

【意見】

FPLDを組み込んだ貨物において、当該貨物にあらかじめ内蔵されたメーカー提供のプログラム（ユーザーは編集できない）をFPLDにダウンロードすることによって当該貨物の機能を実現する貨物があります。

そのような場合は、省令の「ユーザー構成可能」には該当しないと判断して良いでしょうか。

【理由】

メーカーから提供され、あらかじめ当該FPLDにおいて特定の機能を実行するように固定されている（すなわち、ICメモリまたは補助的な不揮発性ボード・メモリにプログラムされ格納されている）プログラムであれば、運用通達「ユーザー構成可能」の解釈にある「FPLD（フィールドプログラマブルロジックデバイス）のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できること」にはあたらないことを確認したい。

ユーザーがプログラム内容の変更を行うことができないにもかかわらず「ユーザー構成可能」とされるならば、FPLDを搭載する汎用的な工業製品の多くが規制対象となり、現場の混乱を招くとともに、輸出管理の実効性を損なうリスクがあります。

(10) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」

【意見】

「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」の解釈を以下のよう  
に修正する。

(改正案)

少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号  
又は第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。

(修正案)

少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号  
及び第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。

【理由】

貨物等省令第6条第十八号と第二十四号は、省令の内容が重複していて、除外規定によっ

て第十八号が優先することが分かる条文になっております。

第二十四号で判定した場合は、第十八号に該当していないことも確認すると考えますが、一方、第十八号で判定した場合、非該当の判定結果を以てそこで判定を止める人がいないかと考えます。このため、「又は」を「及び」に変えることを提案させていただきます。

**(11) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」**  
**【意見】**

「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号中の基板を含む材料」の解釈について、以下のように確認する。

今回の改正案では、少なくとも一層のエピタキシャル層を有する場合、第十八号及び第二十四号を参照して判定することが規定されておりますが、エピタキシャル層の関係規定として、第十八号の二の規定もあります。

第十八号及び第二十四号には該当しないが、第十八号の二の規定に該当する場合には同号の規定に基づいて判定するという理解でよろしいでしょうか。その理解が正しい場合、Q&A等で明示して頂きたいと思います。(用途が大きく異なるため、判定項番が片方に決まるのではと推察し、確認を提案する次第です)

(改正案)

少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第六条第十八号  
又は第二十四号の規定に基づいて判定するものとする。

**【理由】**

該非判定の判定項目を正確に理解するために確認するものです。

**5. 13の項**

**(1) 運用通達解釈 「貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置」**

**【意見】**

①解釈の表記を次のようにする。

- ・「解釈を要する語」に政令の規定に倣い、「測定装置」を追加する。
- ・「含む」規定なので、「左欄」に記載する。

|                                        |                                           |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置 | 航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|



|                                                         |                                           |  |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--|
| 貨物等省令第 12 条第十一号から第二十号までの試験装置、 <u>測定装置</u> 、検査装置、製造用の装置」 | 航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。 |  |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--|

②航空転用（WA では’ aero-derivative’ ）ガスタービンは、航空機用ガスタービンに所要の変更を行って発電用（産業用）や船舶用ガスタービンとしたものと解されます。本通達案では、航空転用とは別に、産業用及び船舶用が併記されていますが、これらは産業用及び船舶用に設計されたガスタービンであって、航空転用ガスタービンとは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。

【理由】

①貨物等省令第 12 条第十一号から第二十号は、輸出令別表第 1 の 13 の項 (5) に該当しますが、13 の項 (5) は、「(1) から (4) まで若しくは 15 の項 (10) に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品」となっています。

したがって、本件解釈も次の通りにすべきではないでしょうか。

「貨物等省令第 12 条第十一号から第二十号までの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置」

②確認のためです。

## Ⅱ. 貿易外省令

### 1. 貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ニ（三）

【意見】

記録媒体の破損に伴うプログラムの提供が“特例”として新設されること自体は、申請者の負担軽減を図るものということで歓迎します。

「記録媒体が破損し修理できない場合」という条件がありますが、この判断は記録媒体の輸出者が行うという理解でよいでしょうか。

また、「破損」の責任は、相手側にあっても適用できるのでしょうか。

【理由】

貨物の修理特例では、修理できない場合として「1 対 1」の交換も含むという解釈もあります。この場合は、輸出者が修理不可と判断しています。新設される特例も、従来の修理特

例と同様に「輸出者」が判断するということにしていきたい。

また、現地の責任や一定期間使用した後に破損した場合、新たにプログラムを再提供する場合においても本特例を適用できるのでしょうか。

役務通達において、本特例の適用の要件を、運用通達にあるように価額の件も含めて（修理特例においては「当該修理が無償か有償かを問わないとする。」とあります。）規定していきたい。

### Ⅲ. 無償告示

#### （１） 二号 11－１

##### 【意見】

無償告示の二号 11 に「輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物」とありますが、防衛大臣が行う行為であるため、自衛隊で使用している「武器」以外も対象とし、「輸出令別表第一の一の項から十五の項の中欄に掲げる貨物」としていただくとともに、該非判定を省略してはいかがでしょうか。

##### 【理由】

防衛大臣が行う返送について、「１の項であれば特例だが、他の項番に該当であれば許可」とする必要はないと考えます。同時に、項番に限らず特例が使えるのであれば、該非判定は不要と考えます。

運用通達の４－１－２（５）（ワ）で、「「防衛大臣」には、防衛大臣の委託を受けたものを含む。」とありますので、委託を受けた民間企業もこの特例を適用するにあたり、負担軽減ができるようにしていきたいと考えます。

#### （２） 二号 11－２

##### 【意見】

防衛大臣が行う１の項貨物の修理のための返送については許可不要の特例に、また、輸出者には「防衛大臣の委託を受けた者を含む」こととなり、輸出手続きの効率化に大いに寄与するものと歓迎いたします。そのうえで、実務上の手続きについて要望をいたします。

①委託の事実を示す証拠が必要と考えますが、全件、書面による依頼書とするのも大変なので、メールによるものも認めていただけないでしょうか。

②委託について、装備品の納入契約や維持・修理契約を防衛省と締結している場合、返送１件ごとに委託を証する文書を作成せず、当該契約書が委託の事実を証するものとして認めていただけないでしょうか。

③装備品について、防衛省⇒プライム⇒ベンダーといった階層構造から、修理品の輸出はベンダーが行うことが考えられます。この場合、委託を証する文書などは、防衛省・プライ

ム間とプライム・ベンダー間の文書があればよろしいでしょうか。また、防衛省・プライム間の文書に、ベンダーからの輸出を指示している場合は、防衛省・プライム間の文書だけでよろしいでしょうか。

④当該修理品について、防衛省に納入済みの貨物のみが対象でしょうか。防衛省に納入前のものであっても、防衛省から委託を受ければ、特例が使えるのでしょうか。特別返品等包括許可を取得している場合、納入前の貨物は特別返品等包括許可の対象と考えていましたが、本特例と特別返品等包括許可の使い分けの観点からも確認したく。

⑤通関の実務においては、輸出許可申請にあたって特例の使用を明示すればよろしいでしょうか。

#### 【理由】

確認のためです。

#### IV. 運用通達（解釈以外）

（１）４－１－２（５）（ワ）（

（ワ）同告示第二号 11 に規定する「防衛大臣」には、防衛大臣の委託を受けた者を含むものとする。

「修理」とは、貨物の仕様を本邦からの輸出の時から変更しない修理をいい、１対１の交換を含むものとする。また、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。

#### 【意見】

特例適用の輸出者の解釈について

- ・「防衛大臣」に、委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂いたことは、取引の実情に配慮いただいた適切な外延を示して頂いており、感謝いたします。そもそも「防衛大臣」は、自らすべての行為を行うわけではなく、行為の一部を第三者に委託して行う場合があります。その際には、第三者に一定の制約を課した上で、その行為の委託をしており、本件のみならず、外為法上防衛大臣に認められる特例（例えば貿易外省令 9 条に基づき防衛大臣に認められる特例）についても、委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂きたい。
- ・同様に、同告示第二号 9 として新たに追加された内閣総理大臣又は外務大臣に認められることとなった特例（遺棄化学兵器関連）についても、内閣総理大臣又は外務大臣がその行為の一部を第三者に委託して行う場合があり、同様に委託を受けた者を含むとの解釈を示して頂きたい。

（２）４-1-2（５）（ワ）

#### 【意見・理由】

4-1-2（５）（ワ）に、「防衛大臣の委託を受けた者を含む」とあります。

貨物では、段階的に複数のメーカーで組み立てられる場合があり、対象となる「本邦に輸

出された輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品）」を取り出すためには、複数のメーカーを介する必要がある場合があります。最終的に取り出したメーカーが、その輸出国に輸出すると考えられます。

- ①この場合、最終的に取り出したメーカーも「委託を受けた者」として、特例の対象としていただき、条文も「直接、間接を問わず委託を受けた者」などに修正頂けないでしょうか。
- ②防衛省に関する貨物の場合、最終的に取り出したメーカーには、防衛大臣の委託を受けた事は自明ですが、例えば、防衛省との関係が判るように、注文等の書類を経路が判るように保管する必要はあるのでしょうか。

## V. 包括許可取扱要領

### (1) 別表 A 産業用銃

(輸出令別表第 1 1 の項(1) 銃砲/運用通達解釈口も関連)

#### 【意見】

- ① 1 の項(1)の銃砲に関する運用通達解釈中に「リベット銃」がありますが、リベットガン、リベッターとも呼ばれるリベット銃はその名称に関わらず、必ずしも「リベット」を発射するものではありません。例えば、航空機製造に使用されるブラインドリベット用のリベットガンは、発射機構を備えておらず、殺傷能力はありません。このように発射機構を備えておらず殺傷能力がないものは「産業用銃」の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。
- ② ①の理解が正しい場合、「リベット銃」の同様の規定は輸出令別表第 1 の 1 の項においても該非判定上の混乱を避けるため、「産業用銃」の範囲について、例えば、次のように明確にすることを提案します。「銃砲刀剣類所持等取締法施行令で規制されるものに限る」

#### 【理由】

1 の項(1)の銃砲に関する運用通達解釈口は次の通り。

「救命銃（携行式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が 500 メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃」

産業用銃については、WA ML では規制されていません。また、当該通達の根拠は明示されていないものの、銃砲刀剣類所持等取締法等（以下、銃刀法等と呼ぶ）に関連する記述があることから、当該法令を根拠にしているのではないかと推測します。したがって、1 の項の運用通達解釈「銃砲」についても、銃刀法等に基づく貨物のみを規制することとすれば、当該

貨物の銃刀法等における許可の要否から該非判定が明確になるものと考えます。

### 【参考】

銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）：第2条（定義）

この法律において「銃砲」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 装薬銃砲（拳銃、小銃、機関銃、猟銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃又は砲のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第3条の4及び第31条の3第2項第1号において同じ。）
- 二 空気銃（圧縮した気体を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）
- 三 電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第31条の3第2項第2号において同じ。）

第4条（許可）

次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

- 二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃若しくは建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第四条

法第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は鉦さい破碎銃とする。